令和５年４月２３日執行

三宅町議会議員選挙

選挙公営(公費負担）の手引き

* 選挙運動用自動車の使用
* 選挙運動用ビラの作成
* 選挙運動用ポスターの作成

三宅町選挙管理委員会

は じ め に

この手引は、三宅町長選挙及び三宅町議会議員選挙において、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成並びに選挙運動用ビラの作成に係る経費の公費負担を受ける場合の手続について記述したものです。

目 次

 第１章　公費負担制度の概要

１ 公費負担制度とは ･･･････････････････････････････････････････････････　1

２ 公費負担の種類 ･････････････････････････････････････････････････････　1

３ 対象となる候補者 ･･･････････････････････････････････････････････････　1

４ 公費負担の限度額 ･･･････････････････････････････････････････････････　2

５ 諸手続 ･････････････････････････････････････････････････････････････ 4

⑴　契約締結と契約届出･･････････････････････････････････････････････　4

⑵　確認申請････････････････････････････････････････････････････････ 4

⑶　使用（作成）証明書の交付････････････････････････････････････････ 4

⑷　費用の請求･･････････････････････････････････････････････････････　5

　第２章　公費負担の手続

１　公費負担手続のイメージ･････････････････････････････････････････････　7

２　　　選挙運動用自動車（ﾊｲﾔｰ･ﾀｸｼｰ）の諸手続について･･････････････････ 10

２－１　選挙運動用自動車の借入（ﾊｲﾔｰ･ﾀｸｼｰ以外）の諸手続について････････ 12

２－２　選挙運動用自動車の燃料代（ﾊｲﾔｰ･ﾀｸｼｰ以外）の諸手続について･･････ 14

２－３　選挙運動用自動車の運転手（ﾊｲﾔｰ･ﾀｸｼｰ以外）の諸手続について･･････ 16

３　　　選挙運動用ビラの作成の諸手続について･･･････････････････････････ 18

４　　　選挙運動用ポスターの作成の諸手続について･･･････････････････････ 20

第1章　公費負担制度の概要

１ 公費負担制度とは

この制度は、三宅町長選挙及び三宅町議会議員選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ポスターの作成」及び「選挙運動用ビラの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、三宅町が各契約業者等に直接その費用をお支払するものです。

２ 公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、町の条例及び公職選挙法で上限額等 の基準が定められています。

公費負担の対象となるものは以下の３つです。

⑴　選挙運動用自動車の使用

⑵　選挙運動用ポスターの作成

⑶　選挙運動用ビラの作成

３ 対象となる候補者

この選挙公営制度においては、町が公費負担する候補者は供託物没収点以上の得票を 得た候補者に限られます。

供託物を没収される候補者については、すべて自己負担となります。

　　　供託物没収点

⮚　町長選挙の場合　　　　供託物没収点＝有効投票総数×１／１０

* 町議会議員選挙の場合　供託物没収点＝有効投票総数÷議員定数×１／１０

1

４ 公費負担の限度額

⑴　選挙運動用自動車の使用

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **区 分** | **公費負担の対象** | **公費負担の限度額** | **備****考** |
| 選 挙 運 動 用 自 動 車 の 使 用 | １　一般乗用旅客自動車運送事業者との契約(ハイヤー、タクシーの借上げ) | 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額（１日につき１台に限る） | １日 64,500 円×5 日＝322,500 円（※無投票の場合は 1 日分のみ） | １ の 契 約 と２の 契 約 は 選択 |
| ２１ に 掲 げ る 契 約 以 外 の 契 約 の 場 合 | ① 自動車の借入れ契約(レンタル、個人、会社等からの借上げ） | 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額（１日につき１台に限る） | 1日15,800 円×5 日＝79,000 円（※無投票の場合は 1 日分のみ） |
| ② 燃料の供給契約 | 選挙運動用自動車に供給した燃料の代金 | １日 7,560 円×5 日＝ 37,800 円（※無投票の場合は 1 日分のみ） |
| ③ 運転手の雇用契約 | 選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計額（１日について１人に限る） | １日 12,500 円×5 日＝ 62,500 円（※無投票の場合は 1 日分のみ） |

※一般乗用旅客自動車運送事業者との契約（ハイヤー、タクシーの借上げ）とは、道路運

送法第３条第１項ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者と燃料及び運 転手込みで自動車を借り入れる契約方式です。燃料代及び運転手雇用の公費負担制度を 併用することはできません。

⑵　選挙運動用ビラの作成

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **公費負担の対象** | **単価の上限** | **枚数の上限** |
| (作成単価と①の少ない方の額)×(作成枚数と②の少ない方の枚数) | ７円５１銭・・・① | 町長　5,000 枚・・・②町議　1,600 枚・・・② |

【選挙運動用ビラの規格等】

* 大きさ：長さ２９．７㎝　×　幅２１㎝（Ａ４版）以内
* 記載内容：頒布責任者及び印刷者の住所・氏名が記載されていること。虚偽事項や利害誘導等の罰則に触れるような内容は記載できない。
* 頒布方法

町選管が交付する証紙を貼り，以下の方法により頒布すること。

1. 新聞折込による頒布
2. 選挙事務所内における頒布
3. 個人演説会の会場内における頒布
4. 街頭演説の場所における頒布

2

【例１】町議会議員選挙運動用ビラ２，０００枚の作成を１３，０００円で契約した場合

* １枚当たりの作成単価は、１３，０００円÷２，０００枚＝６円５０銭になります。この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、　　６円５０銭×１，６００枚＝　１０，４００円　が公費負担の対象となります。この額を超える分２，６００円は候補者の負担になります。

【例２】町議会議員選挙運動用ビラ１，０００枚の作成を８，２００円で契約した場合

* １枚当たりの作成単価は、８，２００円÷１，０００枚＝８円２０銭になります。 この場合は、作成枚数は上限以下ですが、作成単価が上限を超えているため、　　７円５１銭×１，０００枚＝　７，５１０円　が公費負担の対象となります。この額 を超える分６９０円は候補者の負担になります。

⑶　選挙運動用ポスターの作成

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **公費負担額** | **単価の上限** | **枚数の上限** |
| (作成単価と①の少ない方の額)×(作成枚数と②の少ない方の枚数) | 15,312 円・・・① | 21枚・・・②(ポスター掲示場数＝21箇所) |

【選挙運動用ポスターの規格等】

* 大きさ：長さ４２㎝　×　幅３０㎝（Ａ３版程度）以内
* 記載内容：掲示責任者及び印刷者の住所・氏名が記載されていること。記載内容及び色彩に特別

な制限はないが，その内容が犯罪を構成する場合は，法律に定める罰則の対象となる。

* 掲示場所：町選管が設置する公営ポスター掲示場

【例１】選挙運動用ポスター３０枚の作成を４２万円で契約した場合

* １枚当たりの作成単価は、４２０，０００円÷２１枚＝２０，０００円になります。この場合は、作成単価が上限を超え、作成枚数も上限を超えているため、１５，３１２円×２１枚＝ ３２１，５５２ 円 が公費負担の対象となります。この額を超える分９８，４４８円は候補者の負担になります。

【例２】選挙運動用ポスター５０枚の作成を３０万円で契約した場合

* １枚当たりの作成単価は、３００，０００円÷５０枚＝６，０００円になります。この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、　６，０００円×２１枚＝ １２６，０００ 円 が公費負担の対象となります。この額を超える分１７４，０００円は候補者の負担になります。

3

５ 諸手続

⑴　契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各業者等と有償契約を締結し、その旨 　を届出しなければなりません。

ア　届出先・・・・三宅町選挙管理委員会

イ　届出期日・・・・契約が立候補届出の前の場合・・・・・・立候補届出の時

 契約が立候補届出の後の場合・・・・・・契約締結後直ちに

ウ　添付書類・・・・各業者等との契約書の写し

留意事項

* 「選挙運動用自動車の使用」において、「ハイヤー方式以外の契約の場合」については、①自動車の借入れ、②燃料代、③運転手の雇用のそれぞれ個別の契約書の写しが必要です。
* 契約の相手方が生計を一つにする親族である場合は、その者が当該契約に係る 業務を業として行うものに限ります。

⑵　確認申請

下記　ア　については、⑴の契約届出と同時に、確認申請が必要です。

ア　確認申請が必要なもの

* 選挙運動用自動車の 燃料代 金額の制限範囲内であることの確認
* 選挙運動用 ビラ の作成 作成限度枚数の確認
* 選挙運動用 ポスター の作成 作成限度枚数（掲示場数）の確認

イ　確認申請の方法

* 確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。
* 確認申請書には、すでに確認を受けた金額（枚数）を記載する必要上、申請書の写し又は控えを保管してください。
* 確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参してください。

ウ　確認申請書の提出先・・・三宅町選挙管理委員会

エ　確認書の交付

* 申請に基づき選挙管理委員会から確認書を交付します。
* 交付を受けた確認書は直ちに業者に提出してください。
* 確認書は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

⑶　使用（作成）証明書の交付

上記　⑴　の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに「使用(作成)証明書」を作成し、契約業者等に交付（１部）しなければなりません。なお、この「使用（作成）証明書」は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

4

⑷　費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、 町が業者等に直接支払います。

ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

ア　請求する際に必要な提出書類

|  |  |
| --- | --- |
| **区　　分** | **必 要 書 類** |
| 選 挙 運 動 用 自 動 車 の 使 用 | 一般乗用旅客自動車運送事者との契約による場合(ハイヤー・タクシー） | ①請求書【第13号様式】②請求内訳書【（別紙）その１】③選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【第10号様式（その１）】 |
| 上 記 以 外 の 契 約 に よ る 場 合 | 自動車の借入れ | ①請求書【第13号様式】②請求内訳書【（別紙）その２】③選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【第10号様式（その１）】 |
| 燃 料 代 | ①請求書【第13号様式】 ※給油伝票添付（給油月日、自動車登録番号又は車両番号、給油量、給油金額 のわかるもの）②請求内訳書【（別紙）その２】③選挙運動用自動車使用証明書（燃料）【第10号様式（その２）】④選挙運動用自動車燃料代確認書【第７号様式】 |
| 運転手の報酬 | ①請求書【第13号様式】②請求内訳書【（別紙）その２】③選挙運動用自動車使用証明書（運転手）【第10号様式（その３）】 |
| 選挙運動用ビラの作成 | ①請求書【第14号様式】②請求内訳書【（別紙）】③選挙運動用ビラ作成証明書【第11号様式】④選挙運動用ビラ作成枚数確認書【第８号様式】 |
| 選挙運動用ポスターの作成 | ①請求書【第15号様式】②請求内訳書【（別紙）】③選挙運動用ポスター作成証明書【第12号様式】④選挙運動用ポスター作成枚数確認書【第９号様式】 |

5

イ　請求書の提出の際の注意

* 支払方法は口座振込みで行いますので、振込先は正確に記入してください。
* 請求書に誤りがある場合は再度提出していただく場合がありますのでご注意ください。

ウ　請求書の提出先

* 提出先

〒636-0213

磯城郡三宅町大字伴堂689番地

三宅町選挙管理委員会事務局

TEL 0745-44-2001

・選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの費用については、選挙運動用収支報告

　書内に公費負担についても記載が必要となりますので、ご注意ください。

6

第２章　公費負担の手続き

公費負担手続のイメージ

契約業者等

候補者

三宅町

選管

②自動車等、ビラ、ポスター契約の締結の届出

(第1号様式：自動車等)

 (第2号様式：ビラ)

(第3号様式：ポスター)

①自動車等，ビラ，ポスター有償契約の締結

③自動車等の提供

運転手の雇用

燃料の供給

ビラの納品

ポスターの納品

【燃料購入契約，ビラ，ポスター作成契約については，確認申請の手続きを行う】

④燃料，ビラ，ポスター確認申請

(第4号様式：燃料)

(第5号様式：ビラ)

(第6号様式：ﾎﾟｽﾀｰ)

⑥燃料，ビラ，ポスター確認書の提出

(第7号様式：燃料)

(第8号様式：ビラ)

(第9号様式：ﾎﾟｽﾀｰ)

⑤燃料，ビラ，ポスター確認書の交付

(第7号様式：燃料)

(第8号様式：ビラ)

(第9号様式：ﾎﾟｽﾀｰ)

⑦自動車、運転手、燃料、ビラ、ポスター証明書の提出

(第10号様式（その1～3）：自動車、運転手、燃料)

(第11号様式：ビラ)

(第12号様式：ﾎﾟｽﾀｰ)

⑧供託物の没収の有無の確認

・証明書を添える

・燃料代、ビラ、ポス

ターの作成にあって

は確認書を添える

⑨費用の請求

(第13号様式（その1～2）：自動車、運転手、燃料)

(第14号様式：ビラ)

(第15号様式：ﾎﾟｽﾀｰ)

三宅町

7

⑩費用の支払い

立候補届出前に

　　【候補者と契約業者等】

　　　①有償契約の締結（契約書）※１

立候補届出時に

　　【候補者から町選管へ】

②契約締結の届出　　　　 第１号様式：（自動車）

第２号様式：（ビラ）

第３号様式：（ポスター）

　　　　※添付書類 契約書の写し※１

③確認申請　　　　　　　 第４号様式：（燃料）

第５号様式：（ビラ）

第６号様式：（ポスター）

【確認後、町選管から候補者へ】

④確認書の交付　　　　　 第７号様式：（燃料）

第８号様式：（ビラ）

第９号様式：（ポスター）

【候補者から契約業者等へ】

⑤確認書の提出 ※2 　　　 第７号様式：（燃料）

第８号様式：（ビラ）

第９号様式：（ポスター）

選挙終了後

　　【候補者から契約業者等へ】

⑥証明書の提出 ※3　　　 第10号様式（その１）：（自動車）

第10号様式（その２）：（燃料）

第10号様式（その３）：（運転手）

第11号様式　　　　　：（ビラ）

第12号様式　　　　　：（ポスター）

　　　【契約業者等から三宅町へ】

⑦費用の請求　　　　　　 第13号様式：（自動車）

　内訳書別紙その１、その２

第14号様式：（ビラ）

　内訳書別紙

第15号様式：（ポスター）

　内訳書別紙

　　　　※添付書類 確認書※2（燃料、ビラ、ポスターのみ）、証明書※3

　　　　　　　　　　　　　　　　 請求内訳書

振込口座通帳の写し（口座番号、振込名義の分かる箇所）給油伝票の写し（燃料代の場合）

8

（目 次）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **番号** | **内　　　容** | **ページ** |
| １ | 選挙運動用自動車の使用（ハイヤー・タクシー） | 11～12 |
| ２-１ | 選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ） | 13～14 |
| ２－２ | 選挙運動用自動車の使用（燃料代） | 15～16 |
| ２－３ | 選挙運動用自動車の使用（運転手） | 17～18 |
| ３ | 選挙運動用ビラの作成 | 19～20 |
| ４ | 選挙運動用ポスターの作成 | 21～22 |

9

１ 選挙運動用自動車の使用（ハイヤー・タクシー）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合）

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **提出時期** | **様　　式　　名** | **チェック** |
| あらかじめ | 契約書の写し |  |
| 選挙運動用自動車使用契約届出書【第１号様式】 |  |
| 請 求 の と き | 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【第10号様式（その１）】 |  |
| 請求書（選挙運動用自動車の使用）【第13号様式】 |  |
| 請求内訳書【 （別紙）その１】 |  |

10

選 挙 運 動 用 自 動 車 の 使 用

（ 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約 ）

※ハイヤー・タクシーの借上げ

①有償契約の締結

②契約締結の届出

③使用証明書の交付

④請求書の提出

⑤経費の支払い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **順序** | **手続** | **必要書類【様式等】** | **添付書類** |
| ① | 有償契約の締結（候補者と運送事業者） | 選挙運動用自動車運送契約書 |  |
| ② | ①の契約締結の届出（候補者⇒町選管） | 選挙運動用自動車使用契約届出書【第１号様式】 | ① の契約書写し |
| ③ | 使用証明書の交付（候補者⇒運送事業者） | 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【第10号様式（その１）】 |  |
| ④ | 請求書の提出（運送事業者⇒町長） | 請求書（選挙運動用自動車の使用)【第13号様式】、請求内訳書(別紙)その 1 | ③ の使用証明書 |
| ⑤ | 経費の支払（町長⇒運送事業者） |  |  |

注）１ 供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は町長へ④の請求をすること

はできません。

２ 町長に対する上記の請求については、三宅町選挙管理委員会で受け付けます。

11

２－１　選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の自動車の借入れ）

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **提出 時期** | **様　式　名** | **チェック** |
| あ ら か じ め | 契約書の写し |  |
| 選挙運動用自動車の使用の契約届出書【第１号様式】 |  |
| 請 求 の と き | 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【第10号様式（その１）】 |  |
| 請求書（選挙運動用自動車の使用）【第13号様式】 |  |
| 請求内訳書【（別紙）その2（自動車の借入れ）】 |  |

12

選 挙 運 動 用 自 動 車 の 使 用

（ 自動車の借入れ ）

※個別契約

①有償契約の締結

②契約締結の届出

③使用証明書の交付

④請求書の提出

レンタカー業者

個人・会社等

⑤経費の支払い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **順序** | **手　　続** | **必要書類【様式等】** | **添付書類** |
| ① | 有償契約の締結（候補者と借入業者等） | 選挙運動用自動車運賃貸借契約書 |  |
| ② | ①の契約締結の届出（候補者⇒町選管） | 選挙運動用自動車の使用の契約届出書【第１号様式】 | ①の契約書写し |
| ③ | 使用証明書の交付（候補者⇒借入業者等） | 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【第10号様式（その１）】 |  |
| ④ | 請求書の提出（借入業者等⇒町長） | 請求書（選挙運動用自動車の使用・(自動車)【第13号様式】、請求内訳書（別紙）その２（自動車の借入れ) | ③の使用証明書 |
| ⑤ | 経費の支払（町長⇒借入業者等） |  |  |

注）１ 供託物が没収される候補者の経費については、借入業者等は町長へ④の請求をすること

はできません。

２ 町長に対する上記の請求については、三宅町選挙管理委員会で受け付けます。

13

２－２　選挙運動用自動車の使用（燃料代）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の燃料代）

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **提出****時期** | **様式名** | **チェック** |
| あ ら か じ め | 契約書の写し |  |
| 選挙運動用自動車の使用の契約届出書【第１号様式】 |  |
| 請求の前 | 選挙運動用自動車燃料代確認申請書【第４号様式】 |  |
| 請 求 の と き | 選挙運動用自動車燃料代確認書【第７号様式】 |  |
| 選挙運動用自動車使用証明書（燃料）【第10号様式（その２）】 |  |
| 請求書（選挙運動用自動車の使用）【第13号様式】 |  |
| 請求内訳書【（別紙）その ２（燃料代）】 |  |
| 給油伝票の写し |  |

14

（ 燃 料 代 ）

※個別契約

①有償契約の締結

⑤確認書の提出



⑥使用証明書の交付

⑦請求書の提出

⑧経費の支払い

④確認書の交付

②契約締結の届出

③燃料代の確認申請

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **順序** | **手続** | **必要書類【様式等】** | **添付書類** |
| ① | 有償契約の締結（候補者と燃料供給業者） | 選挙運動用自動車の燃料供給契約書 |  |
| ② | ①の契約締結の届出（候補者⇒町選管） | 選挙運動用自動車の使用の契約届出書【第１号様式】 | ①の契約書写し |
| ③ | 確認申請書の提出（候補者⇒町選管） | 選挙運動用自動車燃料代確認申請書【第４号様式】 |  |
| ④ | 確認書の交付（町選管⇒候補者） | 選挙運動用自動車燃料代確認書【第７号様式】 |  |
| ⑤ | 確認書の提出（候補者⇒燃料供給業者） |  | ④の確認書 |
| ⑥ | 使用証明書の交付（候補者⇒燃料供給業者） | 選挙運動用自動車使用証明書（燃料代）【第10号様式（その２）】 | 給油伝票の写し |
| ⑦ | 請求書の提出（燃料供給業者⇒町長） | 請求書（選挙運動用自動車の使用・(燃料代)【第13号様式】、請求内訳書(別紙)その２（燃料代） | ④の確認書⑥の使用証明書 給油伝票の写し |
| ⑧ | 経費の支払（町長⇒燃料供給業者） |  |  |

注）１ 供託物が没収される候補者の経費については、燃料供給業者は町長へ⑦の請求をするこ

とはできません。

２ 町長に対する上記の請求については、三宅町選挙管理委員会で受け付けます。

15

２－３　選挙運動用自動車の使用（運転手）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の運転手の報酬）

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **提出 時期** | **様式名** | **チェック** |
| あ ら か じ め | 契約書の写し |  |
| 選挙運動用自動車の使用の契約届出書【第１号様式】 |  |
| 請 求 の と き | 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）【第10号様式（その３）】 |  |
| 請求書（選挙運動用自動車の使用）【第13号様式】 |  |
| 請求内訳書【（別紙）その ２（運転手）】 |  |

16

（ 運転手の雇用 ）

※個別契約

①有償契約の締結



③使用証明書の交付

②契約締結の届出

④請求書の提出

⑤経費の支払い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **順序** | **手続** | **必要書類【様式等】** | **添付書類** |
| ① | 有償契約の締結（候補者と運転手の雇用者） | 選挙運動用自動車の運転手の雇用契約書 |  |
| ② | ①の契約締結の届出（候補者⇒町選管） | 選挙運動用自動車の使用の契約届出書【第１号様式】 | ①の契約書写し |
| ③ | 使用証明書の交付（候補者⇒運転手） | 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）【第10号様式（その３）】 |  |
| ④ | 請求書の提出（運転手⇒町長） | 請求書（運転手の雇用)【第13号様式】、請求内訳書（別紙）その２（運転手） | ③の使用証明書 |
| ⑤ | 経費の支払（町長⇒運転手） |  |  |

注）１ 供託物が没収される候補者の経費については、運転手は町長へ④の請求をすることはで

きません。

２ 町長に対する上記の請求については、三宅町選挙管理委員会で受け付けます。

17

３　選挙運動用ビラの作成

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **提出****時期** | **様　式　名** | **チェック** |
| あ ら か じ め | 契約書の写し |  |
| 選挙運動用ビラ作成契約届出書【第２号様式】 |  |
| 請求の前 | 選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書【第５号様式】 |  |
| 請 求 の と き | 選挙運動用ビラ作成枚数確認書【第８号様式】 |  |
| 選挙運動用ビラ作成証明書【第11号様式】 |  |
| 請求書（選挙運動用ビラの作成）【第14号様式】 |  |
| 請求内訳書【（別紙）】 |  |

18

選 挙 運 動 用 ビ ラ の 作 成

①有償契約の締結

⑤確認書の提出



⑥使用証明書の交付

⑧経費の支払い

④確認書の交付

③作成枚数の確認申請

②契約締結の届出

⑦請求書の提出

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **順序** | **手　　続** | **必要書類【様式等】** | **添付書類** |
| ① | 有償契約の締結(候補者とビラ作成業者) | 選挙運動用ビラ作成契約書 |  |
| ② | ①の契約締結の届出（候補者⇒ 町選管） | 選挙運動用ビラ作成契約届出書【第２号様式】 | ①の契約書写し 仕様が記載され た書面 |
| ③ | 確認申請書の提出（候補者⇒町選管） | 選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書【第５号様式】 |  |
| ④ | 確認書の交付（町選管⇒候補者） | 選挙運動用ビラ作成枚数確認書【第８号様式】 |  |
| ⑤ | 確認書の提出(候補者⇒ビラ作成業者) | ④の確認書 |  |
| ⑥ | 作成証明書の提出(候補者⇒ビラ作成業者) | 選挙運動用ビラ作成証明書【第11号様式】 |  |
| ⑦ | 請求書の提出（ビラ作成業者⇒町長） | 請求書（選挙運動用ビラの作成)【第14号様式】、請求内訳書（別紙）　 | ④の確認書⑥の作成証明書 |
| ⑧ | 経費の支払（町長⇒ビラ作成業者） |  |  |

注）１ 供託物が没収される候補者の経費については、ビラ作成業者は町長へ⑦の請求をすること

はできません。

２ 町長に対する上記の請求については、三宅町選挙管理委員会で受け付けます。

19

４　選挙運動用ポスターの作成

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **提出****時期** | **様　式　名** | **チェック** |
| あ ら か じ め | 契約書の写し |  |
| 選挙運動用ポスター作成契約届出書【第３号様式】 |  |
| 請求の前 | 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書【第６号様式】 |  |
| 請 求 の と き | 選挙運動用ポスター作成枚数確認書【第９号様式】 |  |
| 選挙運動用ポスター作成証明書【第12号様式】 |  |
| 請求書（選挙運動用ポスターの作成）【第15号様式】 |  |
| 請求内訳書【（別紙）】 |  |

20

選 挙 運 動 用 ポ ス タ ー の 作 成

①有償契約の締結

⑤確認書の提出



⑥使用証明書の交付

③作成枚数の確認申請

④確認書の交付

②契約締結の届出

⑦請求書の提出

⑧経費の支払い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **順序** | **手　　続** | **必要書類【様式等】** | **添付書類** |
| ① | 有償契約の締結(候補者とポスター作成業者) | 選挙運動用ポスター作成契約書 |  |
| ② | ①の契約締結の届出（候補者⇒町選管） | 選挙運動用ポスター作成契約届出書【第３号様式】 | ①の契約書写し仕様が記載され た書面 |
| ③ | 確認申請書の提出（候補者⇒町選管） | 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書【第６号様式】 |  |
| ④ | 確認書の交付（町選管⇒候補者） | 選挙運動用ポスター作成枚数確認書【第９号様式】 |  |
| ⑤ | 確認書の提出(候補者⇒ポスター作成業者) | ④の確認書 |  |
| ⑥ | 作成証明書の提出(候補者⇒ポスター作成業者) | 選挙運動用ポスター作成証明書【第12号様式】 |  |
| ⑦ | 請求書の提出（ポスター作成業者⇒町長） | 請求書（選挙運動用ポスターの作成)【第15号様式】、請求内訳書（別紙） | ④の確認書⑥の作成証明書 |
| ⑧ | 経費の支払（町長⇒ポスター作成業者） |  |  |

注）１ 供託物が没収される候補者の経費については、ポスター作成業者は町長へ⑦の請求をする

ことはできません。

２ 町長に対する上記の請求については、三宅町選挙管理委員会で受け付けます。

21